

【観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会について（第2回会合）】  
議事録（概要版）

■概要

日時	平成30年10月15日（月）15:00～
場所	沖縄産業支援センター101大ホール
参加者	下地委員長、花井委員、湧川委員、中村委員、當山委員、川口委員、野原委員、與座委員、名嘉元委員、照屋委員代理

■議事録

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 仲里班長）

（配布資料の確認）

それでは、これから第2回の検討委員会を開催したいと思います。

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会運営要綱第5条第2項の規定に基づき、議事進行は下地委員長が行うこととなっております。本日は、前回ご出席できなかったレンタカー協会の野原会長、それから那覇市経済観光部の名嘉元部長にご出席を頂いております。北谷町の方からは、代理出席として照屋様にご出席いただいておりますので宜しくお願いします。それから本日、那覇港管理組合につきましては、欠席となっておりますのでご了承お願い致します。

それでは、議事進行を下地委員長にお願いしたいと思いますので宜しくお願い致します。

○下地委員長

皆様こんにちは。第二回目の検討委員会となりました。第一回目で色々な意見が出たところですけども、それを踏まえて今回で中身を詰めていくという形となりました。色々な意見があるかと思っておりますので、ぜひ忌憚りなど意見を出していただきながら進めていければと思います。

それでは、まず最初に9月10日に行われた「第1回会合の議事概要」について、事務局より説明願います。

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料1「第1回会合の議事概要について」を説明。）

○下地委員長

ありがとうございました。第一回で様々なご意見が出たところですけども、改めて検討委員会の中では観光税の導入の目的だとか用途の大枠については、分科会でなく、本検討委員会ですっきり議論を行うことが望ましいという風なご意見もありましたので、そのような体制で仕切り直しをして、進めていきたいと思っております。

それでは続きまして、今事務局からありました説明がありました、分科会の役割分担の確認を行いながら、本題を進めていきたいと思っておりますので、事務局の方から改めて、検討委員会と分科会の説明をお願いします。

#### ○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料 2「検討委員会と分科会の役割分担について」を説明）

#### ○下地委員長

平成 25 年の議論を踏まえて、前回の検討委員会ではすぐに分科会等の設置も含めてという話をしましたけれども改めて時間も経っているので、確認をということでこういう形となりました。本検討委員会で審議する内容については、後ほどの資料の中で出てきますので、まずはその役割分担という意味ではこの流れでよいか事務局から提案がありますので何かご意見があればお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

#### ○中村委員

想定される用途というのが大枠であり、その詳細を分科会で検討するという話ですよ。その中で、こういうものがあるのではないかという部分を分科会からあげるということもありますか。

今の話だと、3 本（4 本）の柱がありました。その 3 本（4 本）の細かいところは決めていくけれどもそれ以外の提案はできないのか。その辺の余地はありますか。

#### ○事務局（又吉副参事）

この後資料 4 に出てくるのですが、この 4 つの柱でほとんどがカバーできるのかなと思いますが、それ以外で必要ということであればそこは検討委員会で審議していただこうかと考えております。

#### ○下地委員長

この議論の進め方によって必要であれば変えていくということで構わないと思っておりますので、大枠の仕組みとして今回はこの議論なしに進むのはどうかということがありましたので、このような形で、まずは本委員会が上位機関でありますので、ここで議論をスタートしていこうということですので、まずはこれで進めてよろしいでしょうか。

#### ○委員一同

はい。

#### ○下地委員長

それでは、役割分担を踏まえて資料 3 のスケジュールの説明をお願い致します。

### ○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料3「検討委員会の検討スケジュールについて」を説明。）

### ○下地委員長

説明のあった通りですが分科会を2～3回程度、検討委員会も状況に応じて開催を行うという含みを持たせた計画になっておりますけれども、もしご意見がありましたらお願い致します。

一回行ったから終わりということではなく、その中の議論で分科会を重ねていき、本委員会にあげることを来年の3月まで柔軟に行ってもいいのではというふうに考えています。

### ○湧川委員

資料3はこの検討委員会のスケジュールになっているのですが、大事なのはこの観光目的税をいつ頃までに創設するのかというスケジュールかなと思います。例えば、いつ頃までに創設していただきたいと提言書にまとめる内容は、分科会で検討するということができるのか教えてください。

### ○事務局（又吉副参事）

分科会においては、事務局から、どういう手続きがあって、想定される時期がいつ頃なのかという案を示していければと思います。それを踏まえて、ご意見があれば分科会を通して本検討委員会で審議いただく提言にまとめていただければと思います。

### ○中村委員

観光客アンケートですが、消費単価の高い夏場のお客様というのはアンケートの対象外となるのですか。11月から1月までとなると、修学旅行や一般団体などが多い。消費単価の高い夏場のお客様を除くのは少し乱暴に感じるのですが、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

### ○事務局（又吉副参事）

今回は時期的な関係で、アンケートはこの時期しかできないというふうに考えております。もし夏場のデータも必要ということであれば、検討委員会の時期から外れるのですが、次年度改めて夏場に実施してその意見をどうするかという検討をさせていただきたいと思います。

### ○中村委員

税収というのは、県の都合のためにやるのではなくて、本来やるべきことをやってからの検討が必要なのではないでしょうか。要するにみなさんの都合で年末までにこれをやらなければいけないから、ここの時期は外しましたという話で、お客様が納得されるかどうかです。要するにお客様の都合ではなく、我々の都合で決めました。だからやるのですよという話が本当に通用するのかどうか大変疑問に思います。

ましては消費単価の高い夏場や台風などのいろんなシーズンに入ってきている方が、これに何を期待するのかというのが見えない中で、分科会でその用途の内容とか検討されるのも大変難しいと思います。まし

てや今、スケジュール的に1月の方が会議の最終予定となっている中で、アンケートの1月が最終となり、この内容が集計されて結果が出てくるまでにどのくらいの時間が掛かる予定ですか。

#### ○事務局（又吉副参事）

2回目若しくは3回目の分科会で示したいと考えております。アンケートの詳細はまだ決めていませんが2つの方法で実施しようかと考えておまして、一つは空港にて来た人に対して渡す方法ともう一つはインターネット、Web上で回答を促すという方法を考えております。それですと冬場のお客様だけでなく、幅広く意見を集めることができるかなと考えております。

#### ○中村委員

一千万人のお客様が見えてきています。その中で、統計学的に有効とされる数字はどのくらいで、それに対してみなさんはどのくらいの数字をインターネットと空港で集める予定ですか。その辺がなく、数字が出てきて、結果はこれですとなると、そうですねというのがなかなか言えない。ましては海外のお客様が増えている中では、この裾野の広がり方も大きくなってきていると思うのですが、そのあたりは慎重に行っていたきたいと思います。

それと、2回目から3回目の時にアンケートの話をするということですが、これは中間報告をまとめながら出していく予定ですか。それとも集計が終わった後に出てくる予定なのですか。

#### ○事務局（又吉副参事）

アンケート集計結果を取りまとめ、提出する期間を1月と想定しております。

#### ○中村委員

1月に完成するということですか。その期間までに行っていただくということであれば、もっと早い時期に行い、例えば今年の年内に12月のいっぱいぐらいまででその集計が終わってしまうということですね。そうすると春先のお客様もその対象から外れる可能性があるため、そのあたりも含めてご検討いただきたいと思います。

#### ○下地委員長

こういった観光目的税の導入に関しては、税に関わる関係者の意見をしっかり聞くということもあります。当然すべての観光客に聞くことはできませんけれども、基本的な考え方と用途について、観光客アンケートで聞くのは大事となります。それ以外にも観光産業の皆様、県民の意見など様々あると思いますので、そこは県民の視点、観光産業の視点等々、盛り込みながらこのスケジュールの中で進めていければと思います。スケジュールについては、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事次第でいきますと、次第4の「制度設計について」ですが、ここが本日の大事なこととなりますので、制度設計について事務局から、説明を頂いた上で議論を行いたいと思います。

### ○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 平敷課長）

（観光政策課長が資料4「観光目的税の必要性等について」の1～4ページを説明）

### ○下地委員長

前回の委員会でも指摘があったところですが、考え方をしっかりと検討委員会の中で議論していくという流れですので、事務局から説明がありました。資料4の4ページの内容について、各委員の皆様からご意見を伺いたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

### ○中村委員

全体の流れは理解できますし、よろしいかと思うのですが、絶対やらなければいけないことが県民の理解と促進ということなのですが、逆に言うと本来は県としてやらなければいけないものが、観光の理由づけでそれが行われるというのが少し問題かなと気になります。たぶん、分科会の中で話すことと思いますが、道路の前の緑地などで草が茂って、道路が使用しにくいといわれているのは観光客と関係のない話だけでも、この予算が観光のためにという言い訳で出てくるというのはおそらく違う。そして、本来県のやるべきことなのですが補助という形になるのか。逆にそういった費用の捻出もこの費用では足りないと思うのだけれども、そのような考えがあるのか。本来やらなければいけないことを、県民のサービスとしてやらなければいけない。そしてさらに観光が入ってきたから伸びていくということであればいいのだけれども、足りない部分を観光で補うということであれば本末転倒になるかと思うので、そのあたりのお考えがあればお聞かせください。

### ○事務局（又吉副参事）

事務局として考えているのは、環境面については、県民も恩恵を受けていますが、かといって観光客が来て負荷をかけているのは事実ですので、それについては割合を設定し、観光客がどれほど来ているのか、観光税の使用目的について例えば、ある事業であれば3割充当というような形で行えればと思います。

### ○中村委員

考え方については理解できるんですが、それをいつやられるのか、その内容をだれがチェックするのかをお聞かせください。これを3月に指針が出ましたとしても、その方向性から後は、その使途について見えなくなり、そこに待ったをかける方がいなくなるというのが怖いので、そのあたりの仕組みはどうお考えでしょうか。

### ○事務局（又吉副参事）

今後は、分科会の方でこういった事業に充てたいという話を示していきたいと思います。基本的には、分科会で議論を行った方向で使っていくということを考えております。使途事業については、全庁的に調査をかけようと思っております。それを踏まえた上で、考え方や割合を含めて示していきたいと思います。

### ○野原委員

レンタカーに関しては事故や渋滞などということで、県民の皆さんにご迷惑をおかけしていることを十分に理解しているところがあります。事業者の立場で、観光目的税を徴収するということになりますと、事業者にかなり負担がかかるのではないかと考えております。ですので、観光客の皆さんからアンケートを取るとなっておりますけれども、観光事業者にも聞く必要があるのかなと思っております。

### ○湧川委員

やはり使途の部分が非常に重要になってくるかと思えます。今話があったように通常の事業に置き換えされると望ましくない。そもそも目的を失ってしまうということになりますので、今事務局が提案している使途というのは、かなり限定的にされてきていると思えます。

例えば、（資料４）下の他県の状況が書かれていますが、東京だと観光振興の施策に充てるとか、大阪も観光振興という非常に大きい括りで何にも使えるような形になっています。

ですが、金沢市は沖縄に近いような感じで、市民と調和した持続可能な観光地づくりの施策に充てるといことで、沖縄と比べると使途や目的がある程度限定されてきているかと感じますけれども、それでもどういふうに使われるのだろうかということがやはり気になるところです。

これは分科会で検討することになるかと思うのですが、一つ提案として、一定のスパンの中で、何が課題で、どのように使っていくのか、そしてどう変わっていくのかという分かりやすい計画みたいなものが必要なのかなということがあります。

もう一つは、民間も入れた第三者的な執行管理を行うところ。その計画に基づいて、ちゃんと執行されているのか、成果が出ているのかというものをしっかりチェックしていくことによって、この創設された観光目的税がどのように使われているのかということが県民にも観光客にも分かりやすく伝わっていくかと思えますので、その部分はぜひご検討をお願いします。

### ○富山委員

資料４の目的や使途について、大変よくまとめられたと思っております。

使途の考え方について、受益者負担というものがありますけれども我々と協働ですよね。我々自身もこれに対応していくという。そして４ページに原因者とありますが、観光客が来たからといって負荷があるわけでもないし、我々はウェルカムですから原因者ではなからうと思っておりますが、観光客と一緒に環境・観光を整えていきますということで協働の発想の方がいいと思います。

それから観光事業者の経営安定化が使途の中にありますけれども、観光人材の確保や経営基盤などは観光事業者の責務です。ここに全ての観光事業者にこのお金を使い、サポートしていくというのは後ほど議論されていくことになるかと思えます。これからの観光事業者は、有能な人材を採用し、人件費をきちんと確保し稼ぐということは企業の責務ですので、あえて書く必要はないのかなと思えます。

いずれにしても導入の意義に関してはどなたも異論はないでしょう。ここにも書かれているように観光の高度化を図るためには財源が必要ですよね。ポスト一括交付金という発想でもないですよね。お金がないからやるということではなく、更に沖縄の観光を活性化させるために必要な財源としてやるという発想で良いと思います。

道路の草の話がありましたけれども観光高度化を図ろうとしたときには、美観というのは訪問地決定の大きな要素ですよ。道路の整備、観光インフラも含めて、今や観光客を迎えるというのは、仕事しているのは県民ですよ。彼らが見て気持ちのいい沖縄を作りこまないと持続的な観光地の形成はできない。ここは県民目線で、そこについては予算の手当ては必要かと思います。

#### ○富山委員

資料4に東京と大阪のことが書いてありますけれども、すでに観光先進地は宿泊税で進めているんですよ。東京も大阪もすべて宿泊税ですか。何が言いたいかと言いますと、これだけ観光先進地がすべて宿泊税でやられているというのは、それなりに各先進地がしっかりと検討した上での結果だと思えます。その辺の検討状況はどうだったのでしょうか。

#### ○事務局（又吉副参事）

最初の大きな目的から議論が入っていき、観光税が必要ですよといった説明をした上で、いくつかの行為で議論されたようです。

#### ○富山委員

そういった形で議論がされているんですよ。それでも最終的には全員が宿泊税に落ち着いたということですよ。これがベストかというの分かりませんが、これがベターだということを観光先進地は出してきたということで間違いないですか。

#### ○事務局（又吉副参事）

その通りです。

#### ○名嘉元委員

使途の考え方ですけどここに提示されている3～4ページの内容で、事業の柱とされていることについて私は非常にまとまっているものと認識しております。そういうふういくつかの柱について、その課題に対し、対応に一部税を徴収し、それに充てるという考え方は一般財源で足りない分ないしは、財源で足りない分を補うものとしてそこで充てていくということは非常にいいことだと考えております。

それにひとつ、観光振興ないし観光の課題解決への行政側の対応について、今回のワーキンググループの報告書は県事業の分析からスタートされているなど感じます。これは要望と言いますか、県で調査していただきたいのは、41市町村の観光事業費に係る経費を調査頂いて、私たち那覇市としては観光費で約4億円ぐらいしかございませんけれども、その事業費の中で20～30事業ぐらい事業を実施してございます。そこで最近非常に課題となっているのが、観光バスの駐停車とそれにおける住民負担、課題が出ているわけですね。交通渋滞はしかり、排気ガスなど色々な問題が出てきているものですからそういった駐車場の整備を考えていかないといけない。これは県といくつか連携して進めているところですけどもそれについても課題の解決に数千万円のお金を投じて場所を整備したり仕組みを作ったり維持していかないといけない

こともございます。そういった観光から出てきた課題について、何らかの処置をしていかないといけないと、そのために一般財源ないし特定財源が足りない若しくは充当できる部分があれば、その検討もできないかなと思います。そういった意味で各市町村に調査をかけていただいて、どれくらいの経費、どれくらいの事業があるのかをまとめていただいて、例えばそれらを含めた形でその財源を充当すべきなのか。それともすべきでないのかという議論を進めていければなと考えております。

#### ○下地委員長

今回の委員に市町村が入っていただいているのは、直接的に観光客の対応に当たるのは市町村が多いですので、この委員会の中で出していただいて、調査も各市町村がどうふう考えているのかということをやった方がいいかと思っておりますので、その中で意見が反映されることになるかと思っております。

#### ○與座委員

まず、今回の資料を拝見させていただきまして、改めてこんなにも課題があるのかと痛感しております。まとめていただいている内容は、よくまとめておられるなど率直な感想でございます。先を見越した自主財源の確保という観点から今回の議論は有意義なものにしていきたいですし、できるだけ早めに取り組めるように議論ができればと思っておりますので、現段階では所感ということで失礼します。

#### ○川口委員

まず、我々の協会はいったいなんだろうと思われる方も多いかと思っております。簡単にご説明いたしますと、旅館業の許可を取りましたコンドミニウムが 35 業者、部屋数が 158 室となっておりますけれども、北は本部から南は南城・糸満まで展開しております。そして私が事務局ですけれども、理事会がございまして会長や理事の方々には、今回の件についてどうなのか話をしたところ、会長及び副会長は個人オーナーで、会員の方も個人事業者が多いですが、観光目的税の導入に関しては賛成すると皆様おっしゃっていただきました。私も賛成するという形でこの場に参加しているのですけれども、業界として意見は固まっておりますが、今問題となっております違法民泊の部分だと思うんですけれども、私が申し上げることはマンスリーマンションあるいは、民泊もありますけれどもそちら側の意見を全く聞いておりませんので、そこに関しては申し上げることはございません。ただ、違法民泊が税から逃れることは許されないとしますので、こちらは取締を行う前提で話を進めていければと思っております。

#### ○花井委員

少なくとも 5 年前の議論の後の流れや観光倫理などの国際的なルールを組み込んだ議論をしておくことが、必要なのではないかと思う。今日お示しの資料においても 5 年前に議論された枠組みとその後、5 年間の環境の変化について言及がみられるものの、具体的にどういふ変化を受け止めたのか具体性に欠けていると思います。できるだけ枠組みを広げた中での検討をしていただければなと思っております。分科会で取り上げるテーマについても、こうした検討の余地があるとうれしいと思います。



### ○下地委員長

一点だけ私からも話をさせていただきますと、3 ページ目の使途の考え方の囲いの中の話ですが、持続可能な観光地づくりに向けたというところがあり、大きな方向性としては持続可能な観光地としてどう進めていくかというふうに思います。

今は国連でも議論されている部分でもありますけれども、急激に観光客が増えてきて課題が顕在化してきているものですから、そういうふうな課題に向けてもきちんと課題を解決していく。その目的は持続可能な観光地の形成というところに尽きるところもありますから、そこの中で個別具体的な部分をどう議論していくのかというふうになるのかなと思います。

以前の議論では、持続可能なといった場合に観光客が増えることによる自然環境への影響について対策するということが議論の中心となったわけですが、最近では都市観光や文化面への影響も含め観光で人が動くことに伴って、出てくる効果と課題というのは非常に広がってきていますから、それを押さえた上で今回の観光目的税の中で何を指すかという、持続可能な観光地づくりを行うという上位概念を置いて、議論していくことが良いのかなと思います。そういった中では4 ページ目にそういう原文も出ておりますので、持続可能な観光地の振興ということを意識しておけば、自ずとその中で使途事業となる大きな柱は立ててありますけれども、個別具体的な何を対象にするのかという議論を分科会でもしっかりと議論していただければと思います。

では、事務局の方から次のページの観光目的税の課税客体について説明をお願いします。

### ○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料4「観光目的税の必要性等について」の5 ページを説明。）

### ○下地委員長

今回の検討に当たって、改めて観光目的税の課税客体についても整理させていただきました。各委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。

### ○湧川委員

どの課税客体にすべきかということについて、宿泊行為が適当であるといっていることがこの評価を見てもそうなのかなと思います。特に、個人的に思うのは、観光客が沖縄に来て税を課せられるときに、それが納得できるものなのかを考えると世界的にも宿泊税が主流であるし、国内においても宿泊税が主流となっていることからすると、観光客がどの国、地域から来ても大きな違和感はないのかなということと、国内で先行事例がありますので、やりやすいのかなというメリットがあります。

もう一つは、税収と県の施策との関係がありますが、観光客数と滞在日数の両方に比例するということは、沖縄県で客数を伸ばしていき、そして滞在日数を延ばしていくという施策を打っていく。これによって税収が増えていく。そして課題対策を行うことによって、観光客も満足するといった良い循環が生まれやすい税収だなと理解しています。

### ○富山委員

私的には、納得しています。ただ、宿泊行為に徴税経費がかさむというのはどういう経費がかさむのでしょうか。その経費のイメージが湧いていない。

### ○事務局（又吉副参事）

特別徴収義務者として、前回の報告書では 2.5%を事務経費としてお渡し、徴収者の負担を軽減するという制度設計を考えております。特別徴収義務者が多くなると事務経費がかさむということです。

### ○中村委員

宿泊者 1 泊に対して観光税をいくらとすべてシステムで行っていくとした場合、このシステムの改修が必要となってくると思います。それを毎月集計して支払いをするということになるので、事業者によっては負担が大きくなる。そしてシステムの改修費についても数百万かかる可能性もあるというところが今おっしゃっていた話だと思います。

それに対してどういう対策をしていくのかというのが、今の答えの部分だと理解しています。

### ○野原委員

観光目的税の徴収となりますと、実務がかなり煩雑になるのではないかと感じていました。まずは、お客様に対して説明がないと、まかり通らない世界だと思いますので、レンタカーもそうですがやはり沖縄県の特徴は午前中の時間にお客様がカウンターもしくは空港に集中するという欠点がありますので、実務の所でかなり滞留することも予測されるのではないかと心配しておりました。

### ○名嘉元委員

私もこの表の通りで宿泊行為を対象とした観光目的税の導入が、一番適しているのかなと思います。これは、実例があるということと、仕組み的に分かりやすいといえますが、だれでも理解しやすいのかなと思います。

それからレンタカーについては、個人的には那覇市内の道路は様々ありますが、逆走をしたり追突したりなど色々ある中で、それらについて行政として何らかの事業あるいは啓蒙したり注意喚起したり案内をするなど、街としての負担も出てくるだろうと。特に外国人の方々の運転については、非常に課題があるとして、アナウンスがされているということですので、そういった部分についての経費というのが新たに発生してきているのかなと思います、そういう部分への充当も検討できないかという思いではあります。

ただ、先ほど野原委員がおっしゃっているように色々な仕組み、理解を促していくのかということも当然理解はします。そういう議論もされているのもありかなと思います。

### ○川口委員

我々は小さな協会なんですけれどもゲストのために還元していくような使い方をしてほしいと言われておりますので、そのあたりに使っていただいてそれを徴収するということを考えておりますので宜しくお願いします。

### ○中村委員

ホテル旅館組合としては、なるべく負担を減らしたいなということで反対と言いたいのですが、先々の考え方としては、こういうものは必要だろうと。ただ、その仕組みをきっちりやらないと、例えばクーポンの精算がありました。それからは合算金額からは手数料が引かれます。それが宿泊税の対象となってしまうと本末転倒になりますので、そのあたりが施策としてできるのかどうか。そして消費税というのは全部に対して係り、一律で引かれるため当然問題ないんですけどもこの宿泊税に関しては、そういった施策関係のものとかこれは各事業者だけでは解決できないものも出てくるので、この辺は沖縄県の方である程度方向性を出していただきたい。

あとは利用されるお客様に対しての啓蒙をきっちりやらないとこれも事業者任せということは不可能な話です。逆に払わないという話になった時、どういう風な対処をしていくのかも含めて考えていただきたいと思います。

### ○花井委員

当面まずは導入する観光目的税が客体として特定の者に絞り込むということはあるとして、将来的に他の客体を追加的に求めることもあっていいのではないのでしょうか。新たな課題にきっちり対応していくための財源が必要とされることもあるように思います。

例えば、地球温暖化対策であったり、2030年までを目標に動いているSDGsについてUNWTOが17の目標すべてにわたって観光が貢献できるとし対応を呼びかけています。持続可能な社会の仕組みに観光がどう貢献できるかといった観点もいずれ必要になるのではないかと思います。

その場合、調査研究、検討して新たな制度を追加することもありうることを予め組み入れておくことができれば良いのかなと思います。

### ○下地委員長

それぞれ委員の皆さんからお話がありましたが、私の方からは改めて数年前からの議論から現状を踏まえて宿泊行為を対象とするということに妥当性があるのかなと思いました。やはり、観光客がこれだけ増えてきて、また人手不足もいろいろ言われている中で、こういった新たな目的税の導入を決定していくというプロセスにおいては、県民も含めて観光客へのホスピタリティレベルも含めて沖縄観光がもう一段階レベルアップをするんだというふうなある種の決意表明ではないかなと思います。

そういう意味では、今の沖縄観光の現状は満足度が高いとはいえ、まだまだ不満もいっぱい出てきていることもありますから、そういう中で観光目的税を宿泊行為について導入していく意義について県民にも広く理解していただく必要があるなと感じています。観光地は、ホストだけで作っていくのではなくて、ゲストと一緒に作っていくという時代に大きく入ってきていますし、ゲストそのものも単なるお客様ではないんだ。地域と一緒に作っていくんだという意識が非常に高まっていますからその理解も必要かなと思います。

野原委員からもありましたようにレンタカーについて今回の目的税の対象からは外した方がいいかという意見もございましたけれども、一方でレンタカーが増えることに伴う課題は大きく出てきていると思います。そ

ういった中で安全対策も含め、事故等への対応や国内外へのレンタカーのお客様への説明ができているのかも含めて、レンタカーの増加に伴う様々な問題というのが顕在化させた上でそれを議論すると。この観光目的税の議論とは別ですけども名嘉元委員からもありましたけれども、現実的にレンタカーの増加に伴う課題も出てきていますから、それは別の立場でしっかり議論する場を作っていただければと思います。

今、それぞれの委員から課税客体について宿泊行為を対象とするということで、理解をいただけたと思いますので、詳細等の部分については分科会等で議論をしっかりと行っていただくということで進めたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○委員一同

はい。

#### ○下地委員長

そうしましたら資料4の進め方については、今後の分科会さらには検討委員会の中で修正等はあるかもしれませんが方向性についてはこれで進めていければと思います。

それでは続きまして、分科会の設置というのが議事次第5に設置されておりますので、こちらを事務局より説明いただければと思います。

#### ○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料5「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会運営要領（案）」を説明）

#### ○花井委員

島嶼ゆえにより影響の及びやすい沖縄県で持続可能な観光地を目指す以上、そこにふさわしい考え方が盛り込まれることがあってもよいかと思います。事務局の方でご検討いただいて、どこかでそういう記述をお示しいただければと思います。

#### ○下地委員長

分科会の進め方について、前回で分科会長についても決めておりますけれども改めてとなりますので、この段階で事務局からこれまでの経緯を踏まえて案を出していただいた方が良いのではないかなと思います。いかがですか。

#### ○事務局（又吉副参事）

やはり議論の活発化させるために当事者ではない方が議論が良いと思いますので、前回の宿泊税分科会長となっていた湧川委員にお願いしたいと考えております。

## ○委員一同

異議なし

## ○下地委員長

分科会は大変な作業となるかと思いますが、15 人という枠がありますが、全員がそこに集まって議論を行うとなるとやはり短い時間ではやりにくいということがあるかと思いますが、分科会に参加される方は、時間に余裕を取って事前にご意見をまとめながら参加をしていただければと思います。

15 人を超えた場合には、オブザーバーとして一緒に聞くなどいろいろな方法があるかと思いますが、まずは進めていただければと思います。一方で事務局には県外の事例もなるべく早急に確認をしていただい、議論がスムーズにいくようにできればと思います。

それでは、色々な議論を重ねてきましたけれども改めて今日の議論を踏まえて、今回の観光目的税についても事務局の方から意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

## ○事務局（又吉副参事）

先ほど多くの意見を伺いましたが、湧川委員から観光目的税を徴収したらどう使うのか計画を作る必要があるのではないかということがありましたが、その方が分かりやすいのかなと思います。ただ、目的税を使うにしても県の観光振興施策のどの部分に使い、その結果どういう効果が想定されるのかという形でお示ししたいと考えております。

県の計画が 2021 年、平成 33 年度までの計画となっておりますが、その時までのものを一旦示した上で、先ほど中村委員からもありましたけれども 2022 年度以降について改めて機会を作ることがありますので、その時にはアンケート調査を踏まえてどうすることに観光目的税を使うかというのを踏まえて次の第 6 次観光振興計画を策定したいと考えております。

當山委員の方から受益者負担の考え方があったと思うのですが、例えば二次交通であったり体験メニューを充実させるとかキャッシュレス化を進めるなどそういう施策に充てていった時に、その恩恵を受けるのは観光客だという形での受益者負担というような考え方を持っております。

また、先ほどの中村委員からのクーポンの話ですが、これについては東京では似たような形で、そのような事例がありますので、分科会でお示ししたいと思います。当然、啓蒙についても導入する側の責任だと思っていますので、それについては方向性が決まれば逐一説明会を行っていかとかという形を取っていきたいと考えております。

## ○當山委員

課題の中に、使い道にも関わってくるかと思うのですが、民泊を担当しているコンドミニアムリゾート協会も来ているのですが、違法民泊に対する取組というのは重要だし、納税企業を確定する上で旅館業法民泊新法に値しない人たちの摘発をこの機会にやってほしい。

## ○事務局（又吉副参事）

違法民泊への取り締まりについては、沖縄県の衛生薬務課という所が許認可を持っており、第一回の議論から参加しておりますので皆さんの意見を踏まえた上で、対応していきたいと思います。

この議論については、他県でも活発に行われているので、こういった手法があるのか調査しながら対応していきたいと思います。

### ○中村委員

衛生薬務課は許可を出すところであって、摘発するのは警察ですからね。法律的には違反行為なので、そこを勘違いしないようにしていただかないといけません。また、警告をした後に、対処していなければこれは逮捕の対象ということになりますので、そこをやっていかないとこの事業の根底から崩れていきますので注意していただきたい。これは罰金刑も 100 万円単位でありますので、そこも認識いただきたいと思います。

### ○事務局（又吉副参事）

名称の話をしてよろしいでしょうか。

法定外目的税の名称について、事務局で考え方をまとめさせていただいておりますので、資料 4 の 4 ページをご覧ください。そのページで沖縄県が導入する新税の目的のところ、沖縄が世界水準のリゾート地として発展を目指すと共に県民生活と調和した観光振興を図る施策に充てますという形でまとめております。

それから使途事業についてですが、4 本の柱として「持続可能な観光地づくり」「利便性・満足度の向上」「観光事業者の経営安定化」「県民理解の促進」の 4 つに紐づくような形で発表していくと事務局で考えております。

そして前回の議論の報告書をご持参頂いていましたら、92 ページ（2）の 2 段落目をご覧ください。私の方で読ませていただきます。

税の名称は、端的に表されるべきものであることは当然であるものの、税が施行される状況において、誤解や錯誤が生じる可能性がある名称について避けることが適当である。税の名称については、納税義務者及び特別徴収義務者が理解しやすく、税の趣旨目的を正しく把握できるものとするのが重要であり、税制度の持続的な運営においても必要なことである。

例えば、ゴルフ場を利用する行為を課税客体とする税の名称についてゴルフ場利用税とする例や、軽油を引き取る行為を課税客体とする軽油引取税とする例のように、行為に着目した税の名称を付す例がある。

このような観点から検討した結果、レンタカーを利用する行為を課税客体として課される税については、レンタカーについて、その利用に課税の根拠があることを考慮し、その税の名称を「レンタカー利用税」とすることが適当である。としており、端的に分かりやすい方が理解しやすいとされています。

これまで観光税という名称で進めておりましたが、課税客体が宿泊行為ということですので「宿泊税」という形で名称を付けさせてもらう方が議論しやすいのかと思われますので、「宿泊税」でご了承いただければと思います。

### ○中村委員

反対します。目的税として使う使途が観光に資するものであって課税客体が宿泊行為であるから、すべてが宿泊税となった時に、それは違うという気がしますのでその名称については反対します。

### ○湧川委員

例えば、東京・大阪・京都・金沢はどういう名称を使われているのですか。

### ○事務局（又吉副参事）

宿泊税です。

### ○湧川委員

中村委員から反対の意見があったのですが、先ほどの5ページの中で東京や大阪、海外でも事例があり、負担感は弱いというのは同じ名称だから県外の方も理解するのではないかなと思います。沖縄も同じように宿泊税ですね。ということが理解しやすいと思うのですがいかがですか。

### ○中村委員

“なのかな”という憶測でやられたときに、理解が得られなかったときに話にならないので、そこはもう少し議論をしていかないとこの場で決定するような話ではないと思います。目的税と言うのは目的税であって何に使うという使途の部分に重きを置いています。

ですから、それに対して徴収の部分だけで、それを持って宿泊税とするということは受け入れられないし、それであればもう少し宿泊に対する施策も入れてくださいとなります。

使うための目的税ですよ。それは誰のために使うんですか。宿泊に使うのであれば何も文句はないです。宿泊業界を良くするためにとか、そういった人材育成を行うために使いますと。だけれども、観光という名の下で、宿泊だけから金をとるとい話になるのであれば、それは宿泊税ではないでしょう。

それでは、入域税というのは船舶税とかそういった話になるのでしょうか。入域という行為に対して税金がかかっているんですよ。それは他の所の事例があるからこれを行いますという行政的な安易な考え方、物の言い方はやめてほしいと思いますし、ほかの所で理解があるからやりましょうということではなくて、沖縄県はこういう方針で、世界水準という高位なビジョンを持っています。だからこの観光税というのは必要なんですということをやって初めて、その内容は理解されるものであって、他県も行っているから沖縄県もやりましたという二番煎じ、三番煎じですけれどと言って、世界水準のリゾート地が作れるんですか。それに対する明確な答えを持ってほしい。

この話については、ここで話を行うことではないので、分科会にでも答えを出していただきたいと思います。

### ○花井委員

今のご指摘についてですが、近年導入された森林環境税が問題提起に対する対応の参考のひとつになるかと思います。この新税を導入した都道府県等が名付けた名称が森林環境税といった抽象的な名

称に限らず実に色々で、目的や用途を名称に反映させ、どういうことに使うのかというのがイメージし易い名称が採用されている。観光税についても、徴税の目的や用途について具体的にイメージできる名称の工夫があってもいいかと思います。

最終ゴールとして目指すところを描いたのであれば、それに向けた取り組みやあるいは達成後の状態などを名称に反映させるのも、ユニークで良いかもしれません。

#### ○下地委員長

過去の事例からすると、宿泊行為に掛けるということで宿泊税という言い方が事実としてありますので、今中村委員からあった通り、法定外目的税、その中に観光目的税、課税客体として宿泊行為ですので、名称については、分科会の中でももう少し細かいところを踏まえ、やはりこれを議論する為には先ほど事務局から説明があった、あいまいな表現はだめだという所もありますし、これは税としてやる以上は総務省との協議も出てきますので、漠然とした名称では分かりにくいということもあり得ます。次の分科会を経た上でこの検討委員会で、一般論としては宿泊税という名称で認知もされていますので、それを踏まえつつも沖縄県での導入に向けて、宿泊税というシンプルな形で良いのかを確認した上でこの検討会の中で確定という形を取っても良いかと思います。

最終的には、これを受けて条例に挙がり、議会の承認事項にもなりますし、その後は総務省との協議も出てくると思います。名称の議論については、一度そういう形でよろしいでしょうか。

#### ○委員一同

はい。

#### ○富山委員

税率とか定額とかの議論はここで行わないですか。

#### ○下地委員長

中身については、定額制、定率制、後は除外規定をどうするのか、という技術的な議論がありますけれども行為については宿泊行為という所を前提として進めていきますので、それを対外的に説明する。逆に言えば、京都、東京、大阪で同じような行為が宿泊税という名称になっているので、そこ違う名称を使うということの妥当性ということが逆に問われることも確認作業を行い、委員会としての結論をだしても良いと思います。

本日は色々な議論を行ってきましたので、次回は分科会ということになりますので、この委員会のメンバーの中からぜひ、分科会にも参加をさせていただいて活発な議論ができればというふうに思います。

私の方から2点あります。

今、法定外目的税として、この観光目的税の導入を目指すことになるのですが、沖縄観光の振興に必要な財源に当たっては、もっと大きい分野がありますから、この税ができるということで本来やるべき目的に関しての財源に影響のある、逆に影響しない、これを取ったが故に財源が小さくなって目指すべき理想像



が実現できないというのは、本末転倒になりますのでこれはあくまでも観光客にも負担してもらった財源だということに臨んでいただきたいと思いますというのが一つです。

そのためには、これは国や県の役割それぞれあると思いますが、ずっと言われているように沖縄観光を日本のフロントランナーになるというような方向性もあるわけですから、沖縄が日本のモデルとなれるような取り組みを進めていくということが基本だと思いますので、それに向けて必要な財源ということは国においても尊重してもらうことが大事なのではないかなと思います。これが一点です。

後は、法定外目的税、観光税の導入については、こういった議論を行っているわけですが、今後は総務側で税の観点からの議論もありますけれどもなるべく早期の導入を目指すというようなこともこの委員会の意見として私からさせていただきたいと思います。

それでは、私からの進行はこれで終了したいと思いますので、事務局の方に進行を渡したいと思います。

#### ○事務局（仲里委員）

以上を持ちまして、第二回検討委員会を終了させていただきます。先ほどありました分科会の推薦状も来週の月曜日までにご提出いただきますよう宜しくお願い致します。

それでは、本日は誠にありがとうございました。

以上